

諮問第432号
令和8年4月10日

世田谷区都市計画審議会 へ

世田谷区長
保坂展人

東京都市計画公園の変更について
(世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園) (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画公園の変更（世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園）について諮問します。

東京都市計画公園の変更（世田谷区決定）

東京都市計画公園に世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	世田谷第2・2・76号	梅丘三丁目公園	世田谷区梅丘三丁目地内	約0.06ha	修景施設、休養施設、遊戯施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市施設とすることで、市街地におけるみどりを充実させ、地域の貴重なみどりの拠点を確保するため、上記のとおり公園を追加する。

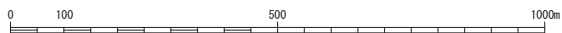
新 旧 对 照 表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	世田谷第2・2・ 76号	梅丘三丁目公園	世田谷区梅丘三丁目地内	約0.06ha	追加

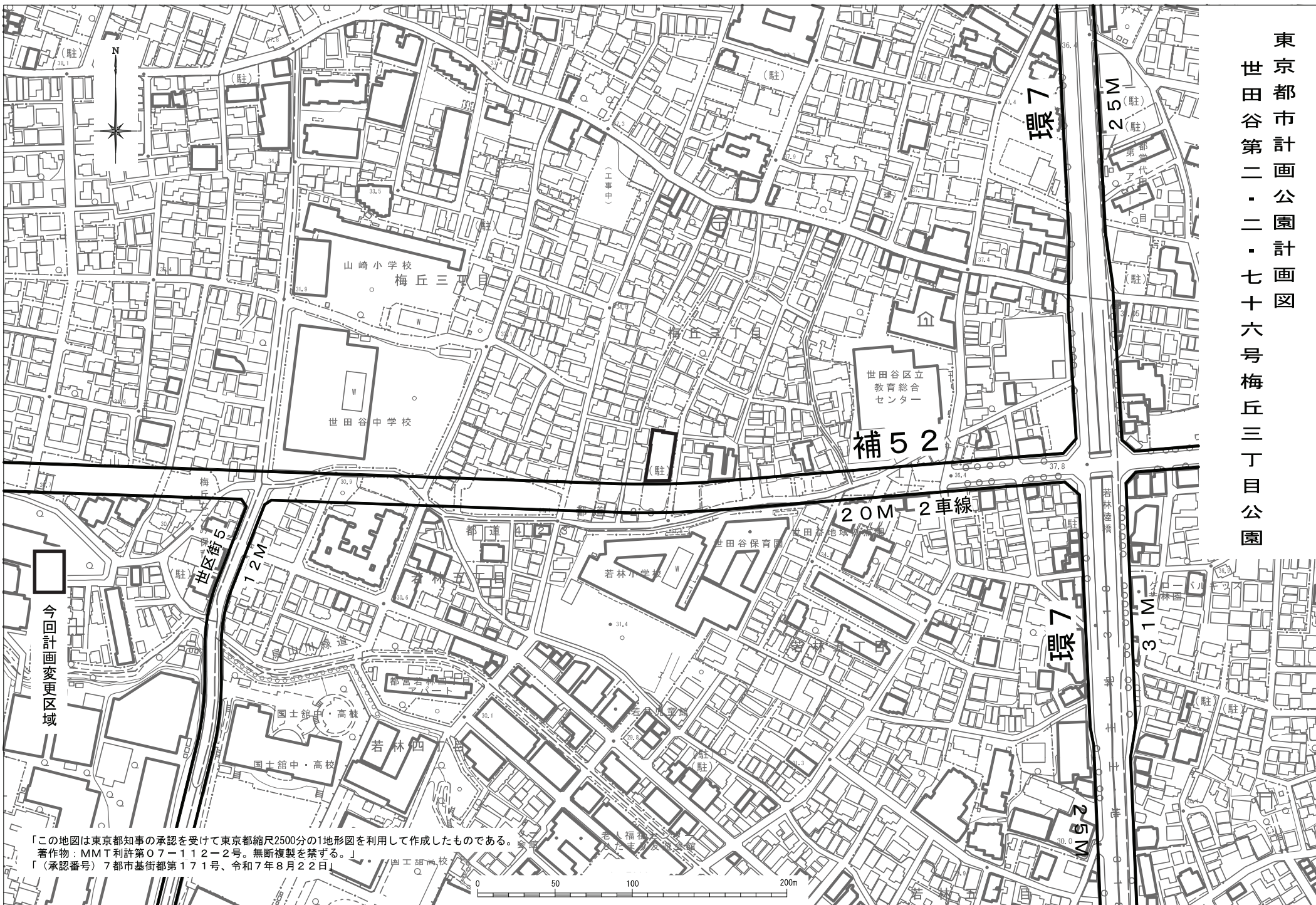
東京都市計画公園住居表示図
世田谷第二・二・七十六号梅丘三丁目公園



この地図は世田谷区が平成27年に作成した「世田谷区北沢総合支所管内図」を利用して作成したものです。道路の位置等を正確に表したものではありません。また、現況とは一致しない場合があります。



東京都市計画公園計画図
世田谷第二・二・七十六号梅丘三丁目公園



「この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2500分の1地形図を利用して作成したものである。
著作物：MMT利許第07-112-2号。無断複製を禁ずる。」
「(承認番号) 7都市基街都第171号、令和7年8月22日」

今回計画変更区域

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園

2 理由

「世田谷区都市整備方針」第一部「都市整備の基本方針」（平成26年4月）のテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、公園や緑地は計画的な整備により適正な配置と面積を確保することとしている。また、第二部「地域整備方針」（令和7年7月）の北沢地域のテーマ別の方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、誰もが身近に利用できる場として、公園や緑地を適正に配置し、面積を確保するとともに、都市基盤整備とあわせて新たなみどりの創出を図ることとしている。

「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」のエリア別の取り組み（北沢地域）においては、防災性の向上を図るために、みどりの軸、小田急線上部利用空間、みどりの拠点、社寺などのみどりを大切に活かし、住宅地エリアの小規模でも多様なみどりがつながる街をめざすこととしている。加えて、同計画では公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めることとしている。

世田谷区の中央に位置する計画地は、公園緑地が不足している地域に近接しており、計画地に新たなみどりを創出することで、地域の環境改善と都市の質の向上を図り、地域の貴重なみどりの拠点を確保することができる。

こうしたことから、都市計画公園の配置及び機能について検討した結果、梅丘三丁目地内における約0.06ヘクタールの区域を都市施設とし、東京都市計画公園に追加する都市計画変更をしようとするものである。

東京都市計画公園の変更について（世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園）

1 主旨

「世田谷区都市整備方針」第一部「都市整備の基本方針」（平成26年4月）のテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、公園や緑地は計画的な整備により適正な配置と面積を確保することとしている。また、第二部「地域整備方針」（令和7年7月）の北沢地域のテーマ別の方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、誰もが身近に利用できる場として、公園や緑地を適正に配置し、面積を確保するとともに、都市基盤整備とあわせて新たなみどりの創出を図ることとしている。

「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」のエリア別の取り組み（北沢地域）においては、防災性の向上を図るために、みどりの軸、小田急線上部利用空間、みどりの拠点、社寺などのみどりを大切に活かし、住宅地エリアの小規模でも多様なみどりがつながる街をめざすこととしている。加えて、同計画では公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めることとしている。

世田谷区の中央に位置する計画地は、公園緑地が不足している地域に近接しており、計画地に新たなみどりを創出することで、地域の環境改善と都市の質の向上を図り、地域の貴重なみどりの拠点を確保することができる。

こうしたことから、都市計画公園の配置及び機能について検討した結果、梅丘三丁目地内における約0.06ヘクタールの区域を都市施設とし、東京都市計画公園に追加する都市計画変更をしようとするものである。

2 これまでの経緯

令和8年1月 都市計画審議会（報告）

2月～3月 都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧

3 概要

- (1) 名称 世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園
- (2) 区域 計画図表示のとおり
- (3) 面積 約0.06ha

4 都市計画案に対する縦覧・意見書について

- (1) 縦覧・意見書受付期間：令和8年2月18日～3月4日
- (2) 意見書の提出：なし

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月 都市計画変更決定・告示